

基本計画部会第 2 ワーキンググループ第 1 回会合で
統計委員会委員から提出された事項に対する回答

府省及び部局名	文部科学省初等中等教育局児童生徒課
ヒアリング・書面回答の別	ヒアリング ・ 書面回答
具体の事項	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における、問題行動のより客観的指標として、どのような指標を設定し、比較可能性を高めたかを評価する必要あり<第 2 3(4)関係>
回 答	<p>「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」については、統計の比較可能性向上のため、平成 20 年度間を対象とした調査において、次のとおり調査方法を見直すとともに、調査項目に次の項目を追加した。</p> <p><調査方法の見直し></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査票に記載されている基準や例示等をまとめた学校向けの「調査の手引」を新たに作成。 2. 「注記」をより詳細にする等の調査票の改善。 3. 暴力行為やいじめの認知件数等について、「計上の仕方の違い」による開きが生じないように、教育委員会等が学校への指導・助言等に努めることを、「調査についての留意事項」に記載。 <p><調査項目の追加></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暴力行為について、加害児童生徒数の学校内・外ごとの実数及び、暴力行為により被害者が病院で治療を受けた場合の件数。 2. いじめを認知していない学校数。 3. 経済的理由による高校中途退学の具体的状況。 <p>また、問題行動の実態把握の取組等の周知のため、通知「『平成 20 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について」を平成 21 年 11 月に発出した。</p> <p>通知の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暴力行為の実態把握の取組について、今回の調査結果において、暴力行為の「計上の仕方」に未だばらつきが生じていると考えられることから、教育委員会等は、各学校に対して、再度、調査項目の基準や例示を徹底するとともに、各学校の調査担当者を集めた説明会を開催するなど、必要な指導・助言に努めること。 2. いじめの実態把握の取組について、今回の調査結果から、学校がいじめを認知できていないケースがあるのではないかと懸念されることから、いじめの実態把握の取組に当たっては、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設けることや、各教育委員会は、所管下の学校におけるいじめの実態把握の取組状況を点検し、取組の不十分な学校に対して、少なくとも「アンケート調査」の実施を求めるなど、必要な指導・助言に努めること。